

日本幼児保育史の研究

日本保育学会共同研究小委員会

〈三十〉 二十年代の保育の内容

幼稚園誕生の頃は、一般の支持が得られず廃園になつたり、誤解を招いたりしたことについてはすでに述べた通りであるが、それが、二十年代に入るとかなりめざましく発展をみせるに至つた。もちろん、維新後二十年経ち世の中が落ち着いて教育を考えるような背景があつたことは考えられるが、当時の幼稚園そのものの努力が大きかつたといえよう。

すでに外国にあつた幼稚園といふ機関やフレーベル主義をとり入れたとはいゝ、それらの根底となつてゐるキリスト教と何らの関連もない我が国の幼稚園では、保育理念や方法の々々に関して当事者達が創造していったものであつたと思われる。

幼稚園誕生の頃の保育の内容については、先に述べた当時の保育時間表や規則などからも推察できるが、それはその後どのような改訂がなされたか、充実させられていったか、は非常に興味ぶかいものであろう。

今日、当時の幼稚園の事情を伝える資料が多く紛失したり、焼失したりしてしまつて、完全な把握はでき難いのであるが、愛珠幼稚園はその中で貴重な歴史をそのまま残している。そして、この愛珠幼稚園における保育内容の変遷は、当時の幼稚園の姿を示すとともに、それが着実に根づいていく過程をも示しているといえよう。

以下、愛珠幼稚園を中心に、二十年代の保育内容についてみよう。

開設当初の愛珠幼稚園の保育には、外来のものと日本独特のものとの教具が用いられたことについては前述した通りであるが、こうした工夫は、恩物に関するものである。

きちんとくまれた時間表の枠内で、机に向つて作業していた保育から、大形積木をつかつて共同であそんだり、木馬をそなえつけたり、木銃で戦争ごっこをしてあそぶ、という内容に変つていったこ

とを当時の記録は示している。また、明治十九年から、幼児を園外

に連れ出し、今日で言う園外保育を行なつてのことも興味ぶかい。

このような際には、事故のないよう巡回が保護として付添い、

好評を得て、それ以後何回か行なつていてることも記録にみられる。

こうした、保育内容の改善、変遷について先の開設当初のその後を、「愛珠幼稚園史」及び「沿革誌」にたどりこみよう。

後を、「愛珠幼稚園史」にたどりこみよう。

「沿革誌」（三頁～二十三頁）

二十一年十一月三日 初メテ天長節拝賀式ヲ行ヒ幼児ニ祝品菓子ヲ付与ス爾後新年紀元両祝日ト共ニ恒例ト為ル

十二月 例月精勤幼児ニ与フル賞品ハ別ニ物品ヲ購入スルニトゝ為ル之ヨリ先本品ハ皆保姆ノ手製ニ成ルモノヲ以テシタルモ漸ク之ニ用ウルノ力多キヲ加ヘ自然保育ニ欠クルノ虞アルヲ以テ区長ハ命シテ之ヲ廃スルニ至レリ之ヨリ三大節紀念日ニ造華等ヲ製作シテ与フコト、セリ

二十三年一月一日

新年式ヲ挙ク園長ノ自費ヲ以テ幼児ニ祝扇ヲ付与ス爾後恒例ト為ル

二十四年四月十六日

郊外遊戯ヲ小林遊園地ニ行フ初メテ巡回式名ノ派遣ヲ請ヒ途上ノ保護ヲ托シ頗ル好結果ヲ得爾後郊外遊戯必ス巡回ヲ聘ス

市参事会ノ命ニ依リ保姆養成所ニ使用セシ風琴及ヒ風琴掛ヲ

市立女学校長長野恰ヨリ受ケ縫ク

八月

区長ニ於テ幼児ノ飲料麦湯ヲ用ウルコトヲ許ス之ヨリ先冗費節減ノ為官序等ト共ニ茶ヲ廃シタルモ幼児ハ白湯ヲ好マス大人ト同轍ヲ踏ミ難キモノアルヲ以テ是ニ至リ禁ヲ弛フ九月始業ヨリ実施ス

二十六年十一月

区会ノ決議ヲ経テ本園規則ヲ改定ス

二十九年七月

恩物中積木ヲ大形ニ作製シ共同組立ヲ為サシムルコトヲ遊戲ニ用ウルコトヲ瓶ム

二十一年五月

初メテ郊外遊戯ヲ梅田停車場畔ニ行フ監事ハ特ニ心得ノ要領ヲ印刷シ之ヲ父兄ニ頒ツ

二十二年十一月

幼児ノ手ニ成レル粘土細工其他ノ製作品ヲ第三回国勧業博覧会へ出品ノ為博物場へ送致ス

三十年五月

木馬ニ車ヲ付シ幼児ヲ乗セテ牽カシムルノ遊戯及ヒ木銃ヲ遊戯ニ用ウルコトヲ瓶ム

三十一年十一月

河野一造ニ園医ヲ托シ春秋ニ幼児ノ身体ヲ検査シ成績表ヲ其
筋ニ進達ス爾後幼児不時ノ傷患者ハ此園医ニ診察ヲ托ス

三十二年九月

すつくヲ以テ重量ニ貫々ノ儀ヲ製シ遊戯ニ用ウルコトヲ附ム

以上は、「沿革誌」中の「事歴梗概」(三二二十三頁)より抜粋し
たものである。この中に、二十年代に、当事者がどのような心配り
を幼児にしていたか、保育の内容を拡げていったか、をある程度知
ることができよう。

保育法そのものの変遷については、「沿革誌」中の「保育法并規則
ノ変遷」を先にあげたが(「幼児の教育」第六十卷第七号に掲載)、
更に、「沿革誌」(四十頁)は、教具の改良、保育内容の研究がすす
められたことについて以下のように述べている。

「沿革誌」(四十頁)

十九年ニ至リ組板ノ幼児ノ能力ニ適セスマクハ困難ヲ感セシ
ムルノミナルヲ以テ遂ニ之ヲ廃セリ

二十一年ニ至リ首席保姆春日隆子ノ考案ヲ以テ第三第四ノ積
木ノ変体ヲ創製シ最錯雜ニ過キ幼児ニ不適當ナル第五恩物乙

号ヲ廃シ又庶物ニ於テモ成ルヘク実物ニ換り修身談話ニ於テモ
亦事実ヲ主トシ間々憲意ノ事項ヲ交フルコトシ唱歌ニ至リテ

モ幼児ノ理解シ得ヘキ歌曲出テ保育法ハ著ルシク進歩ヲ加ヘタ
リ
又保育ハ保育案ヲ具ヘ首席保姆之ヲ検閲セリ

二十二年ニ至リ緻密ノ心性ヲ養フ目的ヲ以テ南京玉ヲ用キ玉
繫キ等ノ手技ヲ始ム

この記録は、開園当初の保育法並びに保育内容が、徐々に子ども
の適性を考慮しつつ、改良されていったことを明らかにしている。
恩物をそのまま輸入したと同時に、それが適当でないと考えられる
場合には、それをはぶくことも行なつてゐる。

しかし

「計数八十以下ヨリ百内外ニ及ホシ小学校用計算器ヲモ使用セ
リ

単語等ハ仮名ヲ以テ読ミ且書クコトヲ教ヘタリ

とあることに、幼稚園が非常に学校に近い性質のものであったこと
が示されていよう。

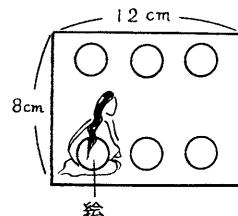
「読ミ方、書き方ノ幼児ノ能力ニ適セサル」ことがみとめられ、保
育課目から削つたのは明治二十六年であり、現在愛珠幼稚園に所蔵
されている当時の教具の中には、さもざまな「読み書き」の訓練の
ために用いられたと思われるものがある。
それらの教具のうち、いくつかをとりあげてみよう。

教具のいろいろ(愛珠幼稚園蔵)

○貢合せ

人物の部 があり、金粉でぬった貝の内側に彩色の絵、
草木の部 花鳥の部 関係のある貝を組合せる。

○組合せ



絵を構成しつつ字をお

ぼえる。「読み書き」の
訓練に用いたらしい。

(これについては、箱の裏側
に以下のように記してある)

「仮名の組合せは未だかなを
知らざるものへ自然と学ばし
むる頗る面白い家庭教育玩具

なり

(二十数枚ある。彩色大型のもの。
これを用いて「談話」を行つた)

例

第一 父母に礼する子供

第二 祖父母に親切なる子供（カタタタキ）

第三 兄弟なかよき子供

第四 友達となかよき子供
第二十勇気ある子供（モモタロウ）

○観察絵本 全十八冊（明治三十二年より）

B六判。各幼児がもち、教科書のよう用いた。
彩色。

例 ○教育陸海軍役団会

○女礼式図（生花、茶、行儀等）

○教育尚武画（軍隊の訓練）

○教育歴史画（日本歴史）

○教育水族図画（魚等の水中の生物）

○日本勇将伝 等。

その他の書籍

○大日本物産団会

○明細図絵（明治二十五年）

○小学校修身の掛図

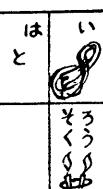
発明人願中 奥田立実
東京下谷区同朋町六番地
発行所 東京堂玩具商店

東京明細図会（日本橋、駿河台等）

○今と昔図絵

○教育画作字片仮名

今	昔
絵	絵



二十年代に入つて、大阪市では幼稚園規則がつくられたことについては先に記したが、二十六年十一月愛珠幼稚園においても開設当初の規則の改訂を行なっている。これは保育内容に関してもかなり具体的に明らかにしたものであり、

愛珠幼稚園規則の改訂

「第一章 通則」の中で、第一条及び第二条は幼稚園をこう定義している。

第一条 幼稚園ハ幼児ヲ保育シテ其自然ノ発達ヲ助ケ特ニ徳性ヲ涵養スル所トス
第二条 幼稚園ハ保育ノ為ニ開誘室遊嬉室園ヲ設ケ及保育用ノ図書器具標本等ヲ備フルモノトス

次に、「第二章 保育規程」の全文を写してみよう。

これらの教具、遊具が用いられて、前述したような保育が行なわれていたわけである。「沿革誌」の中の首席保母春日隆子（「愛珠幼稚園史」には首座とある）は、先にのべたように、東京女子師範学校の卒業生で、この地に迎えられた人であるが、保育の改良に努力したことが知られる。

当時は、保育をすすめ、新しい保育法や教具を生み出していくのも、これらの現場の担当者の努力が大きかったため、保母の研修にもより高いものが要請されるようになった。

伝習生としての資格試験及び保母養成機関については先にのべたが、保母の研修がつづけられ、三十年代に入るとそれが三市（京都、大阪、神戸）をむすぶ聯合保育会として発展していく過程がそれを語っているといえよう。

第七条 第二章 保育規程
保育スルモノトス 但シ会集ノ時間ヲ設ケ全国ノ幼児

ヲ会シテ興味アル談話若クハ唱歌或ハ遊嬉ニヨリテ相
会スルノ快樂ヲ感セシメ幼児相互ノ親睦ヲ計ルヘシ

第八条

保育課目ハ談話 六ツノ球 積ミ木 板排へ 箕排

ヘ 鑼排へ 画キ方 紙刺シ 縫取り 紙剪リ 紙織
リ 紙組ミ 紙摺ミ 豆細工 土細工 繫キ方 唱歌
及遊嬉トス

六ツノ球 紙刺シ 土細工ハ之ヲ欠クコトヲ得

第十条 保育ノ要旨ハ左ノ如シ

第一 凡ソ保育ハ遊嬉ヲ以テ幼児ノ知識能力ヲ啓発シ第

一条ノ本旨ヲ達スルヲ要ス

保育ノ各課目ハ其目的率ア同一ナレハ各課互ニ

相聯絡シテ補益ゼンコトヲ要ス

眼手ハ練習ト注意 觀察 模倣 想像等ノ諸力

ノ養成ハ保育ニ於テ特ニ必要ナレハ之ヲ主トシ兼

テ事物ニ関スル初步ノ觀念ヲ聞キ併セテ言語ノ練

習ヲナスマヲ要ス

美妙心ハ特性ノ涵養ニ関シテ特ニ必要ナレハ各

課目ニ於テ注意シ之ヲ養成スルヲ要ス

文字ノ智識ハ偶發ノ方法ヲ以テ之ヲ授クヘク強

テ之ヲ教ハサルヲ要ス

第二 談話ハ修身話ト麻物話トス

修身話ハ卑近ノ実例ヲ引証シ成ルヘク図画ニ拵

第八

紙刺シハ注意ヲ緻密ニシ清潔ノ習慣ヲ養成シ兼

リ或ハ幼児ノ目撃セル偶發ノ事項ニ基キ幼児ノ解
シ易ク行ヒ易キ道徳上ノ事項ヲ説話シ其徳性ヲ涵
養スルコトヲ旨トス

第九条

庶物話ハ卑近ノ實物ニ拵リテ物名 形質 部分

効用等ヨリ發生製造ノ如何ヲ知ラシメ注意觀察知
覚ノ諸力ヲ養フヲ旨トス

第三 六ツノ球ハ位置 方位 距離ノ関係ヲ知ラシメ

兼テ物色物數ノ觀念ヲ開クヲ旨トス

第四

積ミ木ハ体ノ形状 部分 大小 長短広狭等ノ

觀念ヲ開キ兼テ工夫力ヲ養フヲ旨トス

第五

板排ハ面ノ形状 角度ノ鈍銳 辺ノ長短等ノ

觀念ヲ開キ兼テ形状及色彩ノ配合ニ関スル工夫力
ヲ練習スルヲ旨トス

第六

箸排ヘ 鑼排ヘハ辺ノ長短曲直ノ差違ヲ了解セ
シメ兼テ画キ方ノ階梯トナサンコトヲ旨トス

第七

画キ方ハ眼手ノ練習ヲ主トシ特ニ美妙心ヲ養フ

ヲ旨トス

テ縫取りノ予備ヲナスヲ旨トス

第十一條 保育課目ノ配当ハ四組ニ分ツトキハ左ノ例ニヨルヘシ

第九 縫取りハ手指運用ヲ主トシ兼テ色彩配合ノ工夫
力ヲ養フヲ旨トス

第十 紙剪り 紙織リ 紙組ミ 紙摺ミハ主トシテ手
指ヲ練習シ兼テ物形ノ製作色彩ノ配合ニ関スル工夫
夫力ヲ養フヲ旨トス

第十一 豆細工 土細工ハ触官及手指ヲ練り兼テ物体ノ
概形ヲ模造スルノ力ヲ養フヲ旨トス

第十二 撃き方ハ視力ヲ練習シ兼テ物ノ異同ヲ弁別分類
スルノ力ヲ養フヲ旨トス

第十三 唱歌ハ聴官ト发声機トヲ練習シ兼テ健康ヲ補ヒ
徳性ヲ涵養スルヲ旨トス

第十四 遊嬉ハ室内ト室外トノ両様トシ樂器ヲ用牛若ク
ハ唱歌ニヨリテ種々ノ遊嬉ヲ演セシメ身体ノ運動
心意ノ休養ヲ旨トシ室外ニ於テハ危険ノ動作不良
ノ行為ニ至ラサル限りハ多ク幼児ノ任意ニ遊嬉セ
シムルヲ旨トス

三組ニ分ツ時ハ四ノ組ノ課目ヲ三ノ組ニ三、二ノ組ノ課目
ヲ斟酌シテ二ノ組ニ、一ノ組ノ課目ヲ一ノ組ニ課スヘシ
又二組ニ分ツ時ハ四、三ノ組ノ課目ヲ斟酌シテ二ノ組ニ

シ

四ノ組

談話 六ツノ球 積ミ木 板排ヘ 鐘排ヘ 紙織リ
紙摺ミ 豆細工 繫き方 唱歌 遊嬉

三ノ組

談話 積ミ木 板排ヘ 箸排ヘ 鐘排ヘ 画キ方
紙剪り 紙織リ 紙摺ミ 豆細工 繫き方 唱歌
遊嬉

二ノ組

談話 積ミ木 板排ヘ 箸排ヘ 鐘排ヘ 画キ方
縫取り 紙剪り 紙織リ 紙組ミ 紙摺ミ 豆細工
土細工 繫き方 唱歌 遊嬉

一ノ組

談話 積ミ木 板排ヘ 箸排ヘ 鐘排ヘ 画キ方
紙刺シ 縫取り 紙剪り 紙織リ 紙組ミ 豆細工
土細工 繫き方 唱歌 遊嬉

二、一ノ組ノ課目ヲ斟酌シテ一ノ組ニ課スヘシ

各課目ノ保育時間ハ一回三十分ヲ超ユヘカラス

第十二条 保育時間ハ最下ノ組ハ毎週十七時最上ノ組ハ同二十時ヲ超ユヘカラス

但夏季休業前十七日後十日間ハ一日ノ保育時間ヲ二時トス

ルモノトス

第十三条 満一年以上入園ノ幼児ニハ左式ノ保育証書ヲ附与ス

右當園ニ於テ何年何月何日ヨリ
何年何月何日マテ何月間保育セ
シ事ヲ証ス

保育証書

何府県族籍

印割

何某

年齢

年月日
市 大阪市東区愛珠幼稚園
印

(以上、「沿革誌」五十三〜五十八頁)

保育課目の大部分が、恩物の使用によつている点は開設当初と同様であるが、ここにおいてはじめて、なぜそれを行なうのか、の意

保育課程表									
課	組	集	修	身	話	会	木ノ積立	板排	珠織繫刺繡紙紙豆署署
四ノ組	六	一	一	一	三	一	一	一	一
三ノ組	六	一	一	一	二	一	一	一	一
二ノ組	六	一	一	一	二	一	一	一	一
一ノ組	六	一	一	一	一	一	一	一	一
表中数字ハ毎週度表示ス									
一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
二二二	一一一	一一一	一一一						

味づけがなされ、どんな目的をもつてどんな態度で作業させるかについても明らかにされている。

これらの課目が、毎週十七時間から二十時間の保育時間中、どのような割合で行なわれていたのか不明であるが、この「愛珠幼稚園規則」の四年前にあった「大阪市幼稚園規則」「愛珠幼稚園規則」もこれにそつて規定されたと推察される。「幼児の教育」第六十一

卷第四号)の保育課程表によつて大体の傾向が把握できよう。

すなわち、各課目の度数は60・61頁下段の表のようになつてい
る。但し、前述したように、その後「読み書き」は不適当として
りのぞかれたので、「愛珠幼稚園規則」にはこれは課目としては入
ついていらず、「文字ノ智識ハ偶発ノ方法ヲ以テ之ヲ授クヘク強イテ之
ヲ教ヘサルヲ要ス」となつてゐる。

ところで、これらの課目は、実際の保育の場でどのように行なわ
れていたのであろうか。改良され、充実された保育内容はどのよう
なものであつたろうか。

保育課目の中の一つとして「聴官ト发声機ヲ練習シ兼テ健康ヲ
補ヒ徳性ヲ涵養スルヲ旨トス」とのべられている「唱歌」について
みてみよう。

「幼稚園唱歌集」(明治二十年)

唱歌が、幼稚園の保育内容としてどのように改良適用されてい
たかについては「日本幼稚園史」(倉橋惣三著 二七五~二七八頁)

に詳しくのべられてゐるが、ここでは二十年代に保育教材として広

唱	歌	三	六	六	六
遊	嬉	六	六	六	六
通	計	二七	二八	三三	三六
但シ本表度数ハ其標準ヲ示スモノニシテ尚実地ノ情況ヲ酌量シ適宜増減保育スヘシ					

く用いられたと思われる「幼稚園唱歌集」(明治二十年十二月出版、東京音楽学校藏版)をみてみよう。

この唱歌集は明治十四年十一月に伊沢修二の力によつてつくられた「小学唱歌集」と体裁を同じくするもので(茶黄表紙、和綴じ小本、右側に西洋楽譜、左側に歌詞)いずれも文部省の音楽取調所の篇になつてゐる。これは、「主として女子師範学校附属幼稚園で作られたものであつて、これに音楽取調掛が手を加えたもの」(日本幼稚園史、二八九頁)であるが、全二十九曲のうちには、今日も親しまれて唱われている「蝶々」等の曲がみられる。

当時の文部省音楽取調掛が幼稚園の唱歌をどのように考えていたか、緒言の全文と一、二の例をあげてみよう。

幼稚園唱歌集

緒言

一、本編ハ、児童ノ、始メテ幼稚園ニ入り他人ト交遊スル事ヲ習
フニ当リテ、嬉戯唱和ノ際、自ラ幼徳ヲ涵養シ、幼智ヲ開発
センガ為ニ、用フベキ歌曲ヲ纂輯シタルモノナリ

第一 心は猛く

1. { こころは たけて きよく
うたがい なくて はよく
2. { ちからも つよく いましく
おくれず すすめ まらよ

である ことに うごかぬ ひとを
である ときに おそれぬ ひとを

ますらお としも いう ぞかし
もののふ としも いう ぞかし

第四 霞か雲か

1. かすみかくもーか はたゆーきか
2. かすみははなーを へだつーれど
3. かすみてそれーと みえねーども

とばかり におーう そのはな ざかーり
へだてぬ ともーと きてみる ばかーり
なくうぐ いすーに さそわれ つつーも

ももとり さえーも うーとう なり
うれしき ことーは よーにも なし
いつしか きぬーる はーなの かけ

、唱歌ハ、自然幼稚ノ性情ヲ養ヒ、其發

声ノ節度ニ慣レシムルヲ要スルモノナ

レバ、殊ニ幼稚園ニ欠ク可ラズ。諸種

ノ園戯ノ如キモ、亦音樂ノ力ヲ假ルニ

非レハ、十分ノ効ヲ奏スル事能ハザル

モノナリ

、幼稚園ノ唱歌ハ、殊ニ拍子ト調子トニ

注意セザル可ラズ。拍子ノ、緩徐ニ失

スル時ハ、活潑爽快ノ精神ヲ損シ、調

子ノ高低、其度ヲ失スル時ハ、啻ニ音

声ノ発達ヲ害スルノミナラズ、幼稚ノ

性情ニ厭惡ヲ釀シ、其開暢ヲ妨グル恐

レアリ。故ニ本篇ノ歌曲ハ、其撰定ニ

アタリ、特ニ此等ノ要旨ニ注意セリ。

、幼稚園ニハ、箒、胡弓、若クハ洋琴、

風琴ノ如キ樂器ヲ備ヘテ、幼稚ノ唱歌

ニ協奏スルヲ要ス。是レ樂器ニヨリテ

唱和ノ勢力ヲ増シ、深ク幼心ヲ感動セ

シムルノ力アルヲ以テナリ。

明治十六年七月

第二十九、数へうた

一、一つとや。人々一日も忘るなよ／＼

はぐくみそだてし

おやのおん、おやのおん、

おやのおん、おやのおん、

二、二つとや、二つとなきみぞ、山桜／＼

ちりてもかをれや

きみがため、きみがため、

三、三つとや。みどりは一つの幼稚園／＼

ちぐさに われさけ

あきの野辺、あきの野辺、

八、八つとや養ひそだてよ 姫小松／＼

ゆきにも いろます

九、九つとや。心は玉なり 琥珀みよ／＼

ひかりは さやけし

秋の月 あきの月。

十、十とや。とよはたみはたの 朝日かげ

いよ／＼ くまなし

きみがみよ きみがみよ、

五、五つとや。虚言いはぬが
まなびのはじめぞ
よくまもれ、よくまもれ。

幼子のく

六、六つとや。昔をたずねて 今を志り／＼

ひらけや とませや
わが國を わが國を、

